

公益財団法人高知県スポーツ協会 加盟団体の処分に関する内規

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この内規は、公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「本会」という。）の加盟団体規程第 19 条により、加盟団体に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

(適用範囲)

第 2 条 この内規は、加盟団体規程第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に定める団体に対して適用する。

(処分の手続き)

第 3 条 対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 事案が判明した時点において、事務局により、当該団体に対し事実確認を行い、コンプライアンス委員会に報告する。
- (2) コンプライアンス委員会は、事務局からの報告内容について審議し、処分案を理事会へ上程する。
- (3) 処分案のうち、指導、勧告及び資格停止は理事会で決定することとし、退会については理事会での決議の後、評議員会へ上程する。
- (4) コンプライアンス委員会での審議過程においては、原則として、処分案を当該団体に提示し、弁明の機会を設けることとする。ただし、提示した処分案に対し当該団体の同意がある場合、又は当該団体が弁明の機会を否定若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。

(処分の決定)

第 4 条 本内規第 5 条に定める処分は、前条の手続きを経て以下のとおり決定する。

- (1) 指導及び勧告は、理事会出席理事の過半数の同意により決定
- (2) 資格停止は、総理事の過半数の同意により決定
- (3) 退会は、総理事及び総評議員の過半数の同意により決定

第 2 章 処分の種類及び内容

(処分の種類及び内容)

第 5 条 処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 指 導
口頭又は書面により、是正・改善を求める。
- (2) 勧 告
書面により、是正・改善並びに改善計画書の提出を求める。
- (3) 資格停止
書面での通知をもって、一定期間、本会加盟団体規程に定める加盟団体としての権利・権限等を停止する。
なお、資格停止の具体的な内容は、以下のとおりとする。

〈事 業〉

- a. 本会各種事業への参画（国民体育大会、日本スポーツマスターズ、国際交流事業、公認スポーツ指

導者養成事業、総合型地域スポーツクラブ育成事業等)

- b. 本会名義の使用（主催、共催、後援等）

〈役員・評議員〉

- c. 理事候補者及び評議員候補者の推薦
- d. 当該団体役員の推薦

〈推 薦〉

- e. 当該団体に関して、本会から他団体・機関等への各種推薦（栄典、銃砲所持等）

〈契 約〉

- f. 当該団体と締結する各種契約（事業委託契約等）

(4) 退 会

書面での通知をもって、当該団体を本会から退会させる。

- 2 処分後、当該団体における是正・改善状況を見極めたうえで、処分の種類及び内容を協議、決定する。

第 3 章 そ の 他

(そ の 他)

第 6 条

- (1) 処分の対象となる事案が、一定期間を経て判明した場合、事案が発生した時点から起算して、この内規を適用することができる。
- (2) この内規に定める事項以外については、別途、コンプライアンス委員会で協議のうえ、理事会及び評議員会において決定する。

(内規の改廃)

第 7 条 この内規の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この内規は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。
- 2 この内規は、平成 30 年 6 月 26 日から施行する。
- 3 この内規は、平成 31 年 4 月 1 日（名称変更）から施行する。
- 4 この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。